



\* 社内に笑顔を咲かせましょう \*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

昨年は、私の周りも不況の影響が多くありました。今年は少しでも明るい兆しが見えて欲しいと願っています。

さて、休みの日には、朝一番ランニングをするのですが、まだ暗いうちに家をスタートし、走っている間に薄明るくなってきて…それがだんだんと明るくなり、最後には真っ赤な日の出の太陽が出てきます。それが近頃の小さな楽しみです。



\* 気になる手当の相場 \*

～住宅手当～

他社はどうしているのか？ 貴社の参考にしてください。

(単位：円)

	世帯主で扶養あり		世帯主で扶養なし	
	一般社員	役職者	一般社員	役職者
最高額	64,000	64,000	42,000	42,000
最低額	3,000	3,000	3,000	3,000
最多回答 (相場)	15,370	15,974	12,422	13,235

●平成 21 年 5 月 14 日～27 日調査 223 社有効回答

## ★これで完璧！ 1月の事務



### ☆法定調書、給与支払報告書の提出☆

年末調整が終わったら、源泉徴収票や支払調書などの各種法定調書を作成し、2月1日までに税務署へ提出します。また、給与支払報告書を各従業員の住む市区町村へ提出します。源泉徴収票は、1通を本人に渡します。

### ☆扶養人数の確認（給与計算）☆

1月の給与計算に入る前に各従業員から、「平成22年分給与所得者の扶養控除（異動）申告書」の提出をしてもらいます（年末調整前に回収していればそれでOK）。それをもとに扶養人数を確認し、今年の給与計算をスタートします。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

12月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、1月12日までに納付。従業員10人未満の事業所などで納期の特例の適用を受けている場合には、所得税の源泉徴収税額（7月～12月分）を1月12日までに納付します。ただし、「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を提出済みの場合は、1月20日が納期限になります。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

12月分の社会保険料・児童手当拠出金を2月1日までに納付。

### ☆11月決算法人の確定申告と納税☆

11月決算法人の確定申告と納税、5月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに1月中の決算応答日までです。



### \*中小企業向け 心の健康相談ダイヤル\*

電話相談サービスのダイヤル・サービス（東京都港区）は、中小企業を対象に心の健康に関する相談を受けるサービス「メンタルヘルス・ホットライン」を1月に始めました。従業員だけでなく経営者や家族も相談できるのが特徴で、対象は従業員数が30～50人の中小企業に限っています。インターネットと電話での相談に応じます。（日経新聞1月11日朝刊掲載）

不況下で、中小企業の経営者や従業員は強いストレスを抱えています。メンタルヘルス対策が重要だと叫ばれている中、対策が遅れている企業も多くあります。こういったものを利用するのも一つの方法かもしれません。

★こんなときQ&A★

**Q. 新しく雇うパートタイマーが扶養範囲内で働きたい、と言っています。具体的にはどうすればよいのでしょうか？**

A. 年末になってパートタイマーが、今までの調子で働くと扶養の枠を超えてしまいそうなので、年内は勤務時間数を減らしてと申し出てきて、シフトなど組む上で苦勞をされたご経験をお持ちの方も多いと思います。一体、扶養範囲内とはどこまでのことを言うのでしょうか？

Q. 扶養というのは、大きくは税金の扶養と社会保険の扶養の2つがあります。

まず、税金の扶養です。よく耳にする”103万円”というのがそれです。所得税の扶養の条件は「所得38万円以下」というものです。所得とは、収入から経費を引いたもの。給与収入の場合は1,619,000円までは、みなし経費として65万円の給与所得控除がありますので、これを逆算して38万円+65万円、1年間の給与収入額が103万円（非課税給与は除く）までなら、扶養に入れるというわけです。1年間というのは、その年の1月から12月についてです。翌年になれば、また一からリセットされます。

もう一つの扶養が社会保険、つまり、健康保険と年金についてです。この場合は、1年間の収入金額で130万円未満が条件です。収入とは、給与の場合なら支給額（非課税給与も含んだ額面）を言い、1年間とは“今からの1年間”を言います。例えば、6月頃まで正社員として勤務していた妻が退職し（その年の1月から6月までに給与を120万円受けていたとする）、その後夫の扶養に入りたい、という申し出があった場合、所得税については、既にその時点で103万円を超えているので、“その年は”扶養に入れませんが、社会保険のほうは、今から1年間収入を得る予定がなければ、“その時点から”扶養に入ることができるということになります。ただし、社会保険の場合は非課税のものも収入とみなされますので、例えば失業給付や出産手当金などを1日3,612円（130万円÷365日）以上受ける期間などは、その間は130万円以上の収入を得ていると解釈されて、その給付を受け終わるまでは健康保険と年金の扶養に入ることができません。

ただ、実際に家計に負担になるのは、130万円を超える社会保険の扶養のほうです（扶養を外れると保険料を自分で払わなければならないため）。冒頭お話した年末になって急に勤務の調整を申し出られるようなことにならないよう、普段から会社も計画的に勤務に就かせるようにするとともに、自らが管理していってもらうようにする必要があります。

\*いきいきした会社づくりをお手伝い\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

